第十三条の十六

第十三条の十三 登録校正実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、記載の日から一年 (帳簿の記載) 保存しなければならない。 登録校正の申請の受理に関する事項 登録校正の手数料の収納に関する事項

- 登録校正の結果に関する事項

登録校正の証明書の交付及び再交付に関する事項

(国土交通大臣による登録校正業務の実施) その他登録校正業務の実施状況に関する事項

(号外第 105号)

第十三条の十四 国土交通大臣は、登録校正実施機関がいないとき、第十三条の七の規定による登 項の登録を取り消し、若しくは登録校正実施機関に対し登録校正業務の停止を命じたとき、又は の他必要があると認めるときは、登録校正業務の全部又は一部を自ら行うことができる。 登録校正実施機関が天災その他の事由により登録校正業務を実施することが困難となつたときそ 録校正業務の休止若しくは廃止の届出があつたとき、第十三条の十二の規定により第十二条第一 (登録校正業務の引継ぎ)

第十三条の十五 登録校正実施機関は、第十三条の七の規定により登録校正業務を休止又は廃止し た場合その他当該業務を行わないこととなつた場合には、 第十三条の十三の帳簿を国土交通大臣に引き継ぐこと。 次に掲げる事項を行わなければならな

(報告の徴収) その他国土交通大臣が必要と認める事項

第十三条の十七 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。 (公示) 第十二条第一項の登録をしたとき。

機関に対し、登録校正業務又は経理の状況に関し報告させることができる。

国土交通大臣は、登録校正業務の実施のため必要な限度において、登録校正実施

第十三条の五の規定による届出があつたとき。

第十三条の十二の規定により第十二条第一項の登録を取り消し、 第十三条の七の規定による届出があつたとき。 又は登録校正業務の停止を

命じたとき。

自ら行つていた登録校正業務を行わないこととするとき。 五 第十三条の十四の規定により国土交通大臣が登録校正業務を自ら行うものとするとき、又は

別表第六の次に次の二表を加える。

別表第七 (第十三条、第十三条の二関係)

自動車検査用機器	校正用機器		測定器及び設備
サイドスリップ・テスタ	ダイヤル・ゲージ	測定器	測定器 ダイヤル・ゲージ校正器
	目盛式懸垂はかり	測定器	基準組分銅
ブレーキ・テスタ	標準はかり	測定器	基準はかり
	標準ウェイト	測 定 器	基準はかり
	荷重用アーム	測定器	鋼製巻尺
前照灯試験機	前照灯試験機校正器	測定器	電圧計計

			鋼製巻尺 リニア・ゲージ
		設 備	回転架台
			オート・レベルテスト・スクリーン
			基準前照灯試験機セオドライト
			電源電圧変動装置
立日 星星 計	音量計校正器	測定器	基準音量計 周波数測定器
			電圧計
		設 備	電源電圧変動装置無響装置
速度計試験機	速度計試験機校正器	測 定 器	電圧計計
		設備	電源電圧変動装置
一酸化炭素測定器	圧力調整器	測定器	圧力計
炭化水素測定器	圧力調整器	測定器	圧力計
黒煙測定器	校正用標準紙	測定器	分光光度計
		設備	標準色紙
	メスシリンダ	測定器	基準メスシリンダ
	ストップ・ウォッチ	測定器	步度測定器

を用いて行うこと。 一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器についての校正は、圧力調整器のほか、 校正用標準ガス

別表第八 (第十三条の四関係)

研修の種類	科目
学科研修	自動車検査用機器の構造、機能及び取扱方法
	二 自動車検査用機器の校正方法
	三 校正用機器の構造、機能及び取扱方法
	四 登録校正業務に関する法令
	五 その他の登録校正業務関連科目
実技研修	自動車検査用機器の校正方法
第三号様式及び第四号様式を欠りようこ女かる。	ようこ女かる。

第三号模式及て第四号模式を次の ように改める